第１号様式（別紙１）

広陵町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び広陵町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に広陵町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に、奈良県移住・就業・起業支援事業における移住支援金交付要綱第３（２）又は（３）に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に広陵町以外の市区町村に転出した場合

　　　：半額

３　自己又は自己の団体は、次のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成２３年１２月広陵町条例第８号。以下「条例」

という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。）

４　広陵町税の納税及び申告を必ず行います。

５　誓約事項が虚偽であった場合、広陵町移住支援金の交付が不可あるいは取り消されても異議を申しません。